

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(1) 西九州大学における学部構成 — 経緯と発展 —

西九州大学は佐賀県唯一の4年制私立大学であるが、中でも、健康福祉学部健康栄養学科は、昭和43年に佐賀家政大学家政学部家政学科として創設され、昭和44年に「管理栄養士養成施設」として厚生大臣の指定を受けて以来、今日に至るまで、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神に基づいた教育理念のもと、一貫して管理栄養士・栄養士の養成校として発展・進歩してきた。その経緯は以下の通りである。

昭和49年に、家政学部には社会福祉学科が増設され、大学の名称も西九州大学に変更された。さらに昭和52年に、本学科の教育目標・目的をより明確に表すために家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に名称変更し、平成12年には「食物栄養学科」を「健康栄養学科」に名称変更して、翌年の平成13年には学部の名称についても健康福祉学部に変更した。家政学部を健康福祉学部に変更した背景には、平成11年に大学院健康福祉学研究科修士課程が設置されたことが関係している。健康福祉学研究科は、人びとの健康と福祉をともに増進させ、高齢や身体的ならびに精神的ハンディキャップにとまなう困難を予防し、あるいは軽減するという理念、目標を共有し、健康栄養学と社会福祉学の融合を図ることを目指して設置したものであり、その意図を学部教育にも反映させるという趣旨で学部の名称についても健康福祉学部に変更し、両学科にまたがる学部基幹科目として「健康福祉概論」を設置し、学生に「健康と福祉」を強く意識させる教育を行ってきた。

その後、平成19年にリハビリテーション学部を、平成21年には子ども学部を設置し、現在では、西九州大学は健康福祉学部（健康栄養学科、社会福祉学科）、リハビリテーション学部（リハビリテーション学科：理学療法学専攻、作業療法学専攻）、子ども学部（子ども学科）の3学部から構成されている。

今回の計画は、このような経緯をもつ3学部のうち、現行の健康福祉学部から健康栄養学科を健康栄養学部として独立させることにより、西九州大学を健康栄養学部（健康栄養学科）、健康福祉学部（社会福祉学科・スポーツ健康福祉学科）リハビリテーション学部（リハビリテーション学科：理学療法学専攻、作業療法学専攻）、子ども学部（子ども学科・心理カウンセリング学科）の4学部に変更し、より専門的な教育体制を強化することをめざす一環の第一歩となるものである。

(2) 新たな教育体制の構築 — 教育の質の向上のために —

本学における上述のような教育理念は、健康栄養学科の卒業生の多くが病院等の医療施設だけでなく、介護老人保健施設や介護老人福祉施設といった介護施設、保育所等の児童福祉施設など、保健、医療、福祉のあらゆる分野に就職し、一方、社会福祉学科の卒業生も栄養や健康に対する関心を強めるというかたちで具現化されてきた。しかしながら、近年、栄養学分野に

における知識や技術の発展は著しく、社会が栄養の専門職としての管理栄養士に求める能力も複雑かつ高度化してきた。その一方で、大学進学者の減少、偏差値レベルにおける学生の質の変化は否定しがたく、西九州大学においても初学者教育の導入、個別的指導体制の強化、キャリアプランニング教育が求められる状況にあり、おのずと国家資格である管理栄養士や社会福祉士等の専門職資格の取得についても通常の授業に関して、カリキュラム編成の検討や教授法の改善工夫といった強化はもちろんであるが、それだけでは補うことができず、補習授業、国家試験対策特別授業、その他の配慮を必要とする状況にある。

このため、西九州大学においては、平成 28 年度に本学の母体である学校法人永原学園が創立 70 周年という節目の年を迎える、この機会に、健康栄養学と社会福祉学の融合による新しい学問領域の構築、それによる新しい専門的実践領域の開発という課題は大学院修士課程の整備拡充により追究することとし、学部レベルにおいては、むしろ現行の健康福祉学部を、名目的にも実質的にも、健康栄養学部と新・健康福祉学部に分割・改組することで、それぞれの学部がそれぞれに直面させられている課題に対応できる方向を追究したほうが、それぞれの学部学科がより発展する道が開け、学園としても将来に明るい展望が志向できるであろうとの結論に達した。

(3) 健康栄養学部健康栄養学科の教育研究上の理念・目標

1) 教育研究上の目的

健康栄養学部は、従来の健康福祉学部健康栄養学科の教育研究上の目的を引き継ぎながらもさらに発展させて、医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」をもった人間性と、主体的に考える力を備え、全ての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人物を育成することを目的としている。その中で、新しい健康栄養学科では、健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を展開できる専門職を育成することを教育研究上の理念・目標としている（参照：西九州大学学則）。それ故、本学科の教育がめざす人間像・人材像は以下の通りである。

- ① すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人材
- ② 健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を実践できる人材
- ③ 医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と、主体的に考える力を備えた社会人

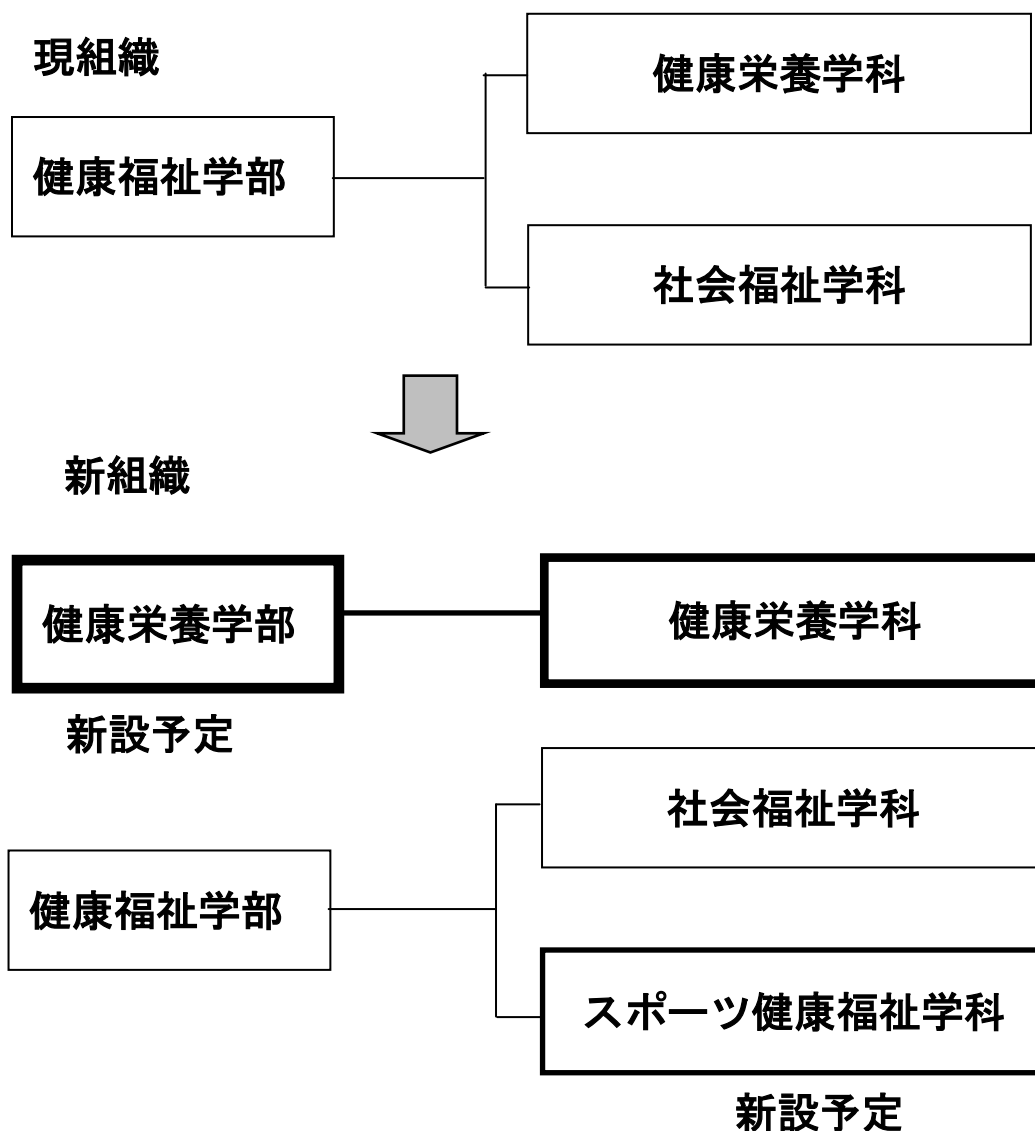
これをふまえて、以下の 4 点を教育上の到達目標とする。

- ① 公衆衛生学、生理学、生化学、医学、食品学、調理学など専門にかかわる基礎科目の知識を身に付けている
- ② 人や地域社会で生じる栄養・食生活の課題を明確にし、解決策を考え、提案し、また実行することができる

- ③ 医療や福祉の場面で、栄養ケア・マネジメントを実践することができる
- ④ 人や地域社会で生じる出来事や課題に関して関心を持ち、栄養・食生活の改善を通じて、人々の健康増進に貢献するという意欲を持つことができる

本学科は、上述の教育研究上の目的に沿って教育を行い、大学設置基準に基づき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、上記の観点別能力・到達目標を身につけた者に卒業を認定し、学位（学士（健康栄養学））を授与する。

健康栄養学部の設置に係る学部分離の移行図



資料1: 西九州大学の沿革(概要)

資料2: 佐賀県の高等教育機関

目次 7: 学則(案)

2) 中心的な学問分野

上記の理念及び目的から、健康栄養学部健康栄養学科の教育研究上における中心的な学問分野は広い意味での栄養科学分野であり、特に専門職養成の立場から実践力の養成と実践の評価を行う実学を重視する。さらに、このような実学を支える基礎的学問分野である生物学、生理学、化学、基礎医学及びそれらの学際的学問分野を周辺に配置する分野構成となっている。これらの学際的学問分野で得られる知見を実学に繋げることによって、本学科の教育研究上の目的を達成することができるだけでなく、広い意味での栄養科学分野をさらに発展・進歩させていくことができると考える。

イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

(1) 学生確保の実績と見通し

今日、わが国では18歳人口が減り続けている現状がある中で、国公立大学における管理栄養士養成校を含む家政系や生活科学系の学部への志願者数は、全国的に見て、決して減少していないことは、河合塾や、日本私立学校振興・共済事業団の資料および、本学事務局調べ等のデータで示されている。なお、本学事務局調べの栄養学関係学部への平成24年度志願状況について【表1】および【表2】に示す。

表1. 平成24年度栄養学関係学部志願者等内訳（私立大学）

学部名	入学定員	志願者	入学者	志願倍率
栄養科	460	2,118	497	4.60
栄養	712	4,330	745	6.08
看護栄養	437	1,972	556	4.51
管理栄養	160	1,739	176	10.87
健康栄養	560	3,365	633	6.01
食物栄養（科）	230	702	199	3.05
食文化	240	498	269	2.07
人間栄養	200	855	209	4.27
（計）	2,999	15,579	3,284	5.19

表 2. 平成 24 年度栄養学関係学科の志願状況（九州地区私立大学）

大 学	学 部	学 科	募集 人員	志願者	受験者	合格者	志願 倍率
九州栄養福祉	食物栄養	食物栄養	100	540	539	212	5.40
九州女子	家政	栄養	90	514	511	180	5.71
西南女学院	保健福祉	栄養	100	250	247	144	2.50
中村学園	栄養科	栄養科	200	1,032	1,032	338	5.16
西九州	健康福祉	健康栄養	130	174	173	163	1.34
活水女子	健康生活	食生活健康	70	185	182	166	2.64
長崎国際	健康管理	健康栄養	80	215	214	138	2.68
尚綱	生活科	栄養科	70	185	182	104	2.64
別府	食物栄養科	食物栄養	70	112	112	95	1.60
南九州	健康栄養	管理栄養	60	115	114	96	1.91
鹿児島純心女子	看護栄養	健康栄養	40	96	88	62	2.40
(計)			1,010	3,418	3,394	1,698	3.38

このような状況の中で、西九州大学における健康福祉学部健康栄養学科の入学定員 130 名に対する、過去 4 年間の志願者数と入学者数及び入学定員超過率の状況は【表 3】に示した通りである（本学入試広報課調べ）。平成 19 年度以前は、本学科における定員超過率は常に 1.0 以上 1.1 未満で推移してきており、平成 20 年度から、これが 1.0 を下回る年が続いたが、平成 25 年度には回復している。これらの実績は、今回の計画が本学科を平成 26 年度からは新たに健康栄養学部健康栄養学科に改組し、入学定員も 130 名から 120 名に減員するものであることから、改組後における学生確保が、今後とも、安定して行えることを示していると考えている。

表 3. 健康福祉学部健康栄養学科の志願者数および入学者数（過去 4 年実績）

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
志願者数	249	174	204	182
入学者数	139	116	116	119
定員超過率	1.06	0.89	0.89	0.91

資料3: 18歳人口及び高等教育機関への入学者数及び進学率等の推移

（出典：文部科学省「学校基本調査報告書」、総務省統計局「人口統計」）

資料4: 私立大学・短期大学等 入学志願動向

（日本私立学校振興・共済事業団）（抜粋）

資料5: 河合塾模試データからみた受験生の志望動向（2013年度入試動向分析）

資料6: 2013年度入試 直前動向分析（Kawaijuku Guideline 2012.12）

(2) 卒後の進路（社会的な人材需要）

現在の健康福祉学部健康栄養学科の卒業生の就職先は、主として、給食産業、病院、福祉施設（児童、障がい者、高齢者）、などであり、管理栄養士や栄養士などの専門性を生かした職種に就職している。なお、近年、職域が広がり、幅が広がる傾向が出てきている。下の【表4】および【表5】と【図1】は、過去5年間の実績としての就職率と業種別就職率を示したものである（本学学生支援課調べ）。

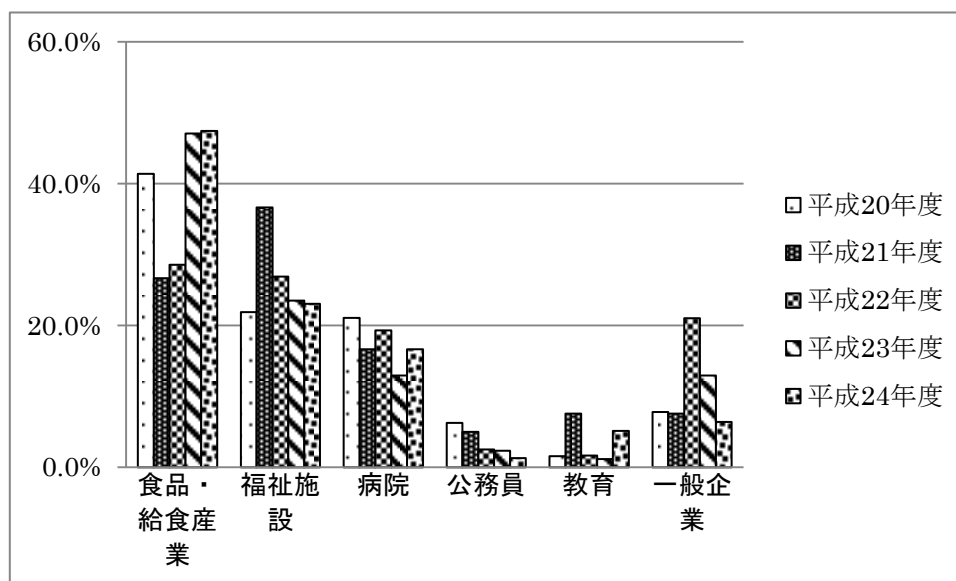
表4. 過去5年間の就職率（健康福祉学部健康栄養学科）

就職状況	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
希望者	134	122	121	95	83
就職者	128	120	119	85	78
比率	95.5%	98.4%	98.3%	89.5%	94.0%

表5. 過去5年間の業種別就職率（健康福祉学部健康栄養学科）

業種	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食品製造・給食産業	41.4%	26.7%	28.6%	47.1%	47.4%
福祉施設	21.9%	36.7%	26.9%	23.5%	23.1%
病院	21.1%	16.7%	19.3%	12.9%	16.7%
公務員	6.3%	5.0%	2.5%	2.4%	1.3%
教育	1.6%	7.6%	1.7%	1.2%	5.1%
一般企業	7.8%	7.6%	21.0%	12.9%	6.4%

図1. 過去5年間の業種別就職率（健康福祉学部健康栄養学科）



今後は、これまでの主な就職先に加え、有床診療所や在宅医療の現場での活躍も期待できる。何故なら、厚生労働省の示した「地域包括ケアシステムの実現へ向けて」によれば、「高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、国は、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくり」を推進していることから、地域包括ケアにおける栄養部門を担当することができる専門職である管理栄養士の需要はますます高まるものと推測される。本学は、佐賀県唯一の管理栄養士養成校であり、地域の専門職の供給の中心的な役割を担っている。従って、社会的な人材需要は十分にあるものと考えている。

資料 7: 厚生労働省「地域包括ケアシステムの実現へ向けて」

ウ 学部、学科等の特色

平成 17 年 5 月 1 日付中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、21 世紀の「知識基盤社会」における高等教育の全体像を提示し、その中核となる大学に対して、それぞれの大学の教育理念や社会で果たそうとする役割の明確化を要請している。西九州大学においては、昭和 43 年の建学以来、「あすなろう」精神のもとで、常に時代の要請を敏感に受け止め、それに応える教育研究の展開に努めている。昭和 43 年より開始した栄養士管理栄養士の養成に加え、昭和 49 年に九州地方で最初の社会福祉学科を創設して、障害者福祉や高齢者福祉の分野で活躍する人材の育成を開始したこと、また平成 11 年に教育方法の特例を実施する大学院健康福祉学研究所を開設し、生涯学習社会の要請に応えるリカレント教育に着手したこと、さらに平成 19 年にはリハビリテーション学部の新設によって、地域における保健医療福祉システムを支える人材養成を開始、平成 21 年には子ども学部の新設により地域における 21 世紀の日本を担う子どもたちの保育・教育に携わる人材育成を開始したことは、その具体例である。

このように、本学では、高度専門職業人養成に力を注いできたが、今回の改組は本学の中で設立のきっかけとなった管理栄養士の養成をより強化しようというものである。栄養士・管理栄養士のニーズも時代とともに変化し、医療・福祉・介護に携わる専門職業人に対して求められる資質能力は、社会の栄養問題に対応して多様化し、いっそう高度なものとなっている。それと同時に、国際化、情報化、急速な技術革新の進歩、少子高齢化の進展など近年の急速な社会変化は、栄養学の実践者に対して、これらの変化に対応できる新たな能力を求めている。

以上のことをふまえて、健康栄養学部健康栄養学科は、前述した「すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人材の養成」という教育目標のもとで、地域の人々に対して適切な栄養情報の提供やケアの実際を担当できる高度専門職業人を養成することを教育研究上の特色とする。すなわち、公衆衛生学、基礎医学、食品学を根幹に据えつつ、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理学など、既設学部で蓄積された教育研究上の成果を活用することで、本学の特色を生かした教育研究活動が展開できると考える。

また、本学科の教育研究活動は学内に留まることなく、「地（知）の拠点」として地域と連

携して展開・実施することを計画している。すなわち、専門職業人のスキルアップを目的とした生涯学習の機会を提供し、地域住民を対象とした公開講座等の開催機会を設けて栄養ケアを直接地域に還元するとともに、地域活性化に貢献することも本学部・学科の教育研究活動の中心的課題の一つであることから、学生を積極的に地域連携活動に参加させる。

エ 学部、学科等の名称及び学位の名称

健康栄養学部健康栄養学科は、健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけさせ、すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人材、特に管理栄養士・栄養士の養成を教育研究上の目的としている。したがって、学部、学科の名称と学位の名称、及びそれらの英訳名称を、以下のようにする。

大学名	西九州大学	Nishikyushu University
学部名	健康栄養学部	Faculty of Health and Nutrition Sciences
学科名	健康栄養学科	Department of Health and Nutrition Sciences
学位の名称	学士（健康栄養学）	Bachelor of Health and Nutrition Sciences

オ 教育課程の編成の考え方及び特色

（１）開設科目の区分

健康栄養学部健康栄養学科の教育課程は、「共通教育科目」と「専門教育科目」の二部門で構成されている。

１）共通教育科目

共通教育科目は、「共通基礎科目」、「教養教育科目」、「語学」、「健康運動学」、「情報処理」の５領域に区分される。

① 共通基礎科目

共通基礎科目の「基礎演習あすなろう」は自校教育を含む初年次教育科目であり、大学生活のスタート時点において、高等学校教育までの受け身的学習から大学における自主的な学修態度への変容を促すとともに、学生生活の支援を行うことにより、初年次生が大学生活への円滑な移行を達成することをねらいとしている。

② 教養教育科目

教養教育科目は、「実践教養」、「人間と文化」、「人間と社会」、「人間と自然」の４領域に区分される。これらの領域から、それぞれ最低１科目以上履修することで、いわゆる社会人基礎力や就業力を養い、さらに文化的、社会的、自然的存在としての人間に多様な学問領域からアプローチすることで、幅広い教養と人間性を養うとともに、人間について広く深く理解するための視点やものの見方を培おうとするものである。

i) 実践教養

「あすなろう体験Ⅰ（基礎）」は、本学の建学の精神である「あすなろう」精神を具現

化した科目であり、「あすなろう体験Ⅱ（実践）」、「あすなろう体験Ⅲ（応用実践）」と進むことで、幅広い職業観や社会人基礎力を養う科目として設定したものである。

ii) 「人間と文化」

「心理学入門」「現代社会と倫理」「人間論と現代思想」「文学と言語」「生涯学修論」「人間の歴史」「脳と認知科学」「異文化理解」「海外研修」の9科目で構成されている。

iii) 「人間と社会」

「法学」「日本国憲法」「社会学入門」「くらしと経済」「ジェンダー論」「少子高齢化社会と人間」「人類学」の7科目で構成されている。

iv) 「人間と自然」

「生命のしくみ」「生物と環境」「化学入門」「統計学の基礎」「物理学入門」「地球環境科学」の6科目で構成されている。

これら教養教育科目は必修である「あすなろう体験Ⅰ（基礎）」を除き、すべて選択科目であるが、幅広い教養を身につけさせるために各領域から2単位以上の履修を義務付けている。

③ 語学

i) 英語

「英語表現Ⅰ」「英語表現Ⅱ」「総合英語Ⅰ」「総合英語Ⅱ」の4科目は必修科目、「英語会話Ⅰ」「英語会話Ⅱ」「上級英語Ⅰ」「上級英語Ⅱ」の4科目は選択科目として開講している。

ii) 第二外国語

「ドイツ語（初級）」「ドイツ語（中級）」「フランス語（初級）」「フランス語（中級）」「中国語（初級）」「中国語（中級）」「韓国語（初級）」「韓国語（中級）」の8科目を、いずれも選択科目として開講している。

選択科目の英語及び第二外国語から2科目以上履修させることにしている。

④ 健康運動学（必修）

i) 講義科目：「健康・スポーツ科学」

ii) 実技科目：「フィットネス・スポーツ」「ウェルネス・スポーツ」

⑤ 情報処理

演習形式の「情報処理基礎」は1年次の必修科目である。

2) 専門教育科目

専門教育科目は、「学部基幹科目」「学科基幹科目」「学科専門科目」で構成されている。「学科専門科目」はさらに「専門基礎分野」「専門分野」「卒業研究」「自由選択科目」に区分される。ここに含まれる科目は、基本的には、現行の健康福祉学部健康栄養学科で開講されていたものであるが、新たに健康栄養学部健康栄養学科として発足するにあたり、栄養学を広範囲にとらえて、現代の食と栄養をめぐる諸課題に多角的にアプローチし、幅広い視野と専門職としての実践力の育成をめざすために、科目群の整理を行うとともに、新たな授業科目を加えるな

ど一部改正した。

① 学部基幹科目

現行の健康福祉学部健康栄養学科の学科基幹科目であった「健康栄養学概論」を学部基幹科目（必修）として、本学部専門分野への導入教育科目と位置づけた。この科目は、専門職の職場を俯瞰的に概説した後、実社会で活躍している管理栄養士の講演やインタビューを通して体感的に管理栄養士という専門職を理解し、管理栄養士という職業を目指すモチベーションを高めることを目的として、専門職としての倫理観、責任と義務を自覚し、社会における使命（栄養士マインド）の醸成を行うものである。

② 学科基幹科目

現行の健康福祉学部健康栄養学科には設定されていなかった科目であるが、学科基幹科目として健康栄養学セミナーI、IIを開講し、管理栄養士としての実務能力を向上させることを目的としている。学年進行に応じて、授業で獲得した知識と技術を、社会に還元できる体験の機会を設定し、人と接する地域貢献の喜びを実感できるように設定した。

③ 学科専門科目

現行の健康福祉学部健康栄養学科と同様に「専門基礎分野」「専門分野」「卒業研究」「自由選択科目」で構成される。

i) 専門基礎分野

専門基礎分野は、「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3領域に区分され、各領域から1～2科目を必修とし、他の科目は選択である。

ii) 専門分野

専門分野は、「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の8領域に区分され、各領域から1～2科目を必修とし、他の科目は選択である。

iii) 卒業研究

現行の健康福祉学部健康栄養学科では設定されていなかったが、健康栄養学部健康栄養学科として発足するにあたり、3年次の後期に、卒業研究ゼミナール（必修）を開講し、卒業研究に必要な基礎技能の修得を通じて、エビデンスに基づいた栄養学の実践や、そのような実学を支える基礎的学問分野及びそれらの学際的学問分野の理解のための基礎を培う。

4年次には、4年間の学修の総仕上げとして「卒業研究・演習」4単位を必修とした。

④ 自由選択科目

自由選択科目は15科目開講し、各自の興味に従って自由に選択できるようになっているが、資格取得のためには修得しなければならない科目も含まれている。

(2) 教育課程の特色

1) 専門職業人としての実践力の養成

西九州大学が建学以来 40 年以上にわたって蓄積してきた教育研究上の成果を地域に還元するために、専門職としての管理栄養士の養成をより一層強化する。専門分野の導入教育では専門職である管理栄養士の仕事を体感的に理解する科目である「健康栄養学概論」を配置した。2 年、3 年次には、栄養ケア活動の実践において地域住民にアプローチできるようにすることを目指す科目である「健康栄養学セミナーⅠ」および「健康栄養学セミナーⅡ」を学科基幹科目として開設し、個々の科目で学修した知識を統合的に発揮できる能力を養う。3 年次後期から 4 年次にかけては、その実践を評価し見直す力を養うための卒業研究ゼミナール、卒業研究・演習を設定した。

2) 3 コースの設定

健康栄養学部は、専門職としての管理栄養士養成に重点を置くが、管理栄養士という資格をベースに、臨床コース、食品栄養コース、栄養教育コースの 3 コースを設定し、個人の興味に基づいた分野の知識・技能・理解が深められることが特徴である。

- ・臨床コースでは、医療と福祉の連携を念頭におき福祉栄養学や福祉栄養学実習を選択するのが履修モデルであり、社会福祉主事任用資格の取得が可能である。
- ・食品栄養コースでは、食品衛生学や食品加工学など食品学および食品栄養学分野に関する知識を広げることができ、食品衛生管理者と食品衛生監視員の任用資格の取得が可能である。
- ・栄養教育コースでは、学校における栄養教育に関する科目を選択できるのが履修モデルであり、栄養教諭の資格の取得が可能である。

資料 8: 履修モデル

3) 少人数の演習、ゼミナールの実施

1 年次の「基礎演習あすなろう」、3 年次の「卒業研究ゼミナール」、4 年次の「卒業研究・演習」の開設によって、入学から卒業まで、少人数のゼミと担当教員によるチュートリアルな指導を通して、学生の自主的な学修態度を育成するとともに個別的な学修支援の徹底を図っている。

4) ボランティアや体験学修の重視

本学の建学の精神である「あすなろう」を具現化した「あすなろう体験Ⅰ（必修）」及び選択科目の「あすなろう体験Ⅱ」、「あすなろう体験Ⅲ」など学外での体験を伴う科目を現行の健康福祉学部健康栄養学科と同様に開設することにより、幅広くかつ明確な職業観を養うための基礎を身につけるとともに、社会人として求められる基礎力を理解するとともに、職業人としての「総合的な社会的知性」を修得する機会を提供している。

カ 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員配置

健康栄養学部健康栄養学科の教員は、現行の健康福祉学部健康栄養学科の教員が、一部配置転換を含むが、ほぼそのまま移行して25名が配置される。したがって、新学部学科の教育研究は、現行の学科のものを、そのまま引き継ぐことになるが、すでに学部学科改組の計画に従って、教員の補充・拡充を行ったので、新たな学科の教育研究上の目的を達成可能な教員配置となっている。

その他、健康栄養学部健康栄養学科は管理栄養士養成施設の認定を受けているので、栄養士法施行規則の規定に従って、管理栄養士の資格を持つ3名を含む5名の助手も配置している。

(2) 教員の年齢構成と定年

教員の年齢構成は、30代から70代まで概ねバランス良く各年代に配置されている。

本学園における教員の定年は、教授68歳、准教授65歳、講師以下60歳となっている。

本学部の専任教員には、完成年度を迎えるまでに定年を超える、あるいはすでに超えている者が含まれる。それらの教員については完成年度を迎えるまで、学園の教職員就業規則で特命・特任等の身分で雇用を継続させることができるが、欠員が生じた場合には適宜補充する計画である。

資料9：学校法人永原学園教職員就業規則(抜粋)

キ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法及び履修指導方法

健康栄養学部健康栄養学科では、学生に入学当初から目的意識を明確に持たせるために、上述のような特色を持つ教育課程を編成した。

1) 授業計画(シラバス)

学生が受講する授業科目が、どのような展開で行われるか、授業科目ごとに授業の担当者、開講年次、授業の概要及びねらい、授業の到達目標、学習方法、テキスト及び参考書等、成績評価および授業計画(学習内容・キーワードとスケジュール)を明示した「授業計画(シラバス)」を大学設置基準第25条の2及び第2項に基づき毎年作成し配布している。

2) セメスター制の導入

学修効果を高めることを目的とし、授業科目の内容により通年科目と共に半期完結のセメスター制を導入し、授業科目をより多く揃えた。これは、健康栄養学部健康栄養学科が、管理栄養士養成校として厚生労働省の認可を受けているために、管理栄養士国家試験受験資格を得るためには、栄養士法施行規則により義務付けられた授業科目を学生は履修しなければならないが、その中にある学生が科目選択の幅を広げるための本学科独自の工夫の結果でもある。

3) 学修支援体制

以下の事項を通じ、学生の学修及び生活上の指導の円滑化を図っている。

- ① 1年次～3年次前期までは、学生を複数のクラスに分けて担任を配置し、3年次後期からは、卒論のための研究室配属を行い、その研究室の指導教員が担任となって、学生一人一人の学修を含めて、学生生活が円滑にいくよう助言・指導を行っている。
- ② 入学後の1年次生に対しては新入生オリエンテーションを行い「学生便覧」「授業計画(シラバス)」他を配布し、担任、教務課、学生支援課、図書館から4年間の学生生活で必要な事項について説明等を行い、さらに質問、相談等にも応じている。
- ③ 1年次後期から4年次の後期までの各学期初めには、ガイダンスを行い「個人別成績一覧表」等を各個人別に配布し、卒業要件や免許・資格取得に必要な科目の修得漏れがないよう再確認させ履修登録させている。また、当学科からは、担任も参加し、学修支援の徹底を図っている。
- ④ 現行の健康福祉学部健康栄養学科では、GPAに基づく修学指導を実施しているが、健康栄養学部健康栄養学科でもこれを引き継ぎ、単位修得状況の良くない学生に対して、GPAに基づいて、第一段階では、担任による面談指導を、第二段階では、保護者を交えての三者面談による修学指導を行う。
- ⑤ 西九州大学では、年に1回、後援会(保護者の会)総会を開催することになっている。その機会をとらえて、健康栄養学科では、保護者面談を実施し、学生の修学状況について個別に説明し相談を受けて、学生一人一人に対するきめ細かな学修支援を学科として実施していることを理解していただくとともに、保護者にも学生の学修を支援するよう依頼する。
- ⑥ TAを効率的に活用し、学部学生に対するきめ細かな学修支援を行うとともに、TAである大学院生の教育指導力の向上を図っている。
- ⑦ 全学及び各学部それぞれ教務委員会を置き、全学教務委員会では、大学の全学的な教育研究方針その他について、学部教務委員会では当該学部にて特化した教育研究上の問題について協議し、それらを統合して学生の学修支援をきめ細かく行う。
- ⑧ オフィスアワー制度を設け、学生の学修、進路、就職、生活、その他の悩みの相談に対応している。
- ⑨ 大学コンソーシアム佐賀における単位互換制度が利用できることを周知させている。
- ⑩ 西九州大学では、国際交流協定を締結している海外の複数の大学に短期及び長期の海外留学ができる制度があり、利用できることを周知させている。

4) 学生による授業評価

- ① FD委員会主導のもとに、教員の教育力向上に資することを目的に、専任は必ず、兼任は任意で「学生による授業評価」を半期毎に2回ずつ実施し、教育方法の見直しを各教員が行うことにより学生の学修効果の向上を図っている。
- ② 評価項目は、「あなた自身について」、「授業内容について」、「授業方法について」「教員

の対応について」及び「総合評価」を設け、選択式と自由記述式の2種類に記載させている。

- ③ 実施結果について、自由記述式のもの、直ちに該当教員へ返却し、その後の授業改善に利用してもらい、選択式のもの、数値化及びグラフ化したものを該当教員に配布している。また、全教員の評価を学生・教員、さらには学外の誰でもが閲覧できるよう西九州大学の教育情報の一環として大学ホームページ上にアップする。

5) 授業開講数と単位及び成績評価

1単位の授業科目は、大学設置基準に従って、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することを学則に定めた。

- ① 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- ② 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ15時間の授業をもって1単位とすることができるものとする。
- ③ 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ30時間の授業をもって1単位とすることができるものとする。
- ④ 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができるものとする。

これらの授業科目の成績評価および評価基準等は、「授業計画（シラバス）」に記載されている。

6) 他大学等における授業科目の履修

他大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の認定については、学則第14条から学則第14条の3の規定により、教育上有益と認めるときは、教授会の議に基づき本学における授業科目の履修により修得したものとみなす規定を適用し、その上限は60単位を超えない範囲としている。ただし、健康栄養学部健康栄養学科は管理栄養士養成施設の認定を受けているので、栄養士法施行規則の規定の適用を受ける履修科目と抵触しない範囲内に限定して学則第14条を適用する。

7) 履修登録単位数の各年次及び1学期間の登録上限について

大学設置基準第27条の2及び学則第9条第5項の規程に基づき、学生の適切な学修量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、各年次における履修登録単位数の上限は50単位とし、1学期の履修登録単位数の上限を30単位としている。

(2) 卒業要件単位数

卒業に要する履修単位数は、124 単位以上である。内訳は、【表 6】の通りとなっている。

表 6. 卒業に要する履修単位数

区分	共通教育科目					専門教育科目			合計
	共通基礎科目	教養教育科目	語学	健康運動学	情報処理	学部基幹科目	学科基幹科目	学科専門科目	
健康栄養学科	1 単位	12 単位以上	6 単位以上	4 単位	2 単位	2 単位	2 単位	95 単位以上	124 単位以上

(3) 修業年限

修業年限は 4 年とし、在学年限は、休学期間を除き、8 年を超えることはできない。ただし、休学期間は 1 年以内とし、特別な事情がある者には通算して 2 年以内で期間の延長を認めることがあることが、西九州大学学則（第 4 条、第 26 条第 4 項、第 27 条）に定められている。

(4) 卒業要件

- ① 本学に 4 年以上在学し、健康栄養学部健康栄養学科では、所定の 124 単位以上を修得しなければならない。
- ② 卒業と認定された者に対し、西九州大学学則第 15 条第 3 項に基づき、卒業証書・学位記並びに学士の学位（健康栄養学）を授与する。

ク 施設、設備等の整備計画

健康栄養学部健康栄養学科は、現行の健康福祉学部健康栄養学科を引き継いで改組されるものであることから、既存の施設、設備をほとんどそのまま引き継ぐことになり、その概要は以下に述べるとおりであるが、建物の耐震診断に基づき、学生の安全確保を目指して、平成 26 年度末までに、健康栄養学部健康栄養学科が主として使用する神埼キャンパス 1 号館の耐震改修を実施する予定である。

(1) 栄養教育実習室

栄養教育実習室には、視聴覚機器（スクリーン・プロジェクター）を設置している。また、グループ学習が展開できるように、可動式の机・椅子と各グループで使用できるノートパソコン 10 台を整備している。さらに、栄養教育に必要な図書・雑誌、フードモデル、料理カードと教材作成に必要な文具類も常備している。この実習室では、最大学生数 48 名を超えないように時間割を設定し、少人数での授業で、教育効果を上げるように工夫している。

(2) 臨床栄養学実習室

臨床栄養学実習室には、可動式の机 8 台、ベッド 3 台、可動式のホワイトボード、体組成計、経腸栄養セット、静脈栄養セットなどを備え、管理栄養士の業務のさまざまな場面を再現し、

実習できるようにしている。パソコン、スクリーンなどのメディア器機による最新情報による学習が、標本や模型による人体の構造と機能との関連で栄養補給法を検討することが可能になるようにしている。さらに、食品成分表や食事摂取基準など、臨床栄養指導に必要な資料も備え付けている。この実習室では、最大学生数 48 名を超えないように時間割を設定し、少人数での授業で、教育効果を上げるように工夫している。

(3) 給食経営管理実習室

給食経営管理実習室は、HACCP 対応のドライ仕様の構造であり、相互汚染を防ぐ下処理室、主調理室など、食品製造過程における微生物の混入・発生を防ぐ最新の衛生管理を実際に体験して学ぶことができるようにしている。下調理室では、食材別（野菜・果物、肉、魚）に調理する場所を分け、本調理室では火を使った調理の他、大量調理に必要なスチームコンベクションオープン、真空調理器やブラストチラーなどの最新の機器を完備し、新調理システムも行えるように備えられている。他にも、食材を保管する食品庫、仕入れた食材を検品する検収室も設けており、仕入れから配膳までの大量調理施設における業務内容について学ぶことができる。実習室は、作業ごとに部屋が仕切られ、汚染度によってエプロンや器具の色も色分けするなど、衛生的に作業が行えるように工夫している。食品衛生上の危害の発生を防止するために、品質管理測定機器、作業管理測定機器、冷温配膳設備などを備えており、食品の搬入から調理・配膳にいたる全過程での徹底した衛生管理の手法や、危害の発生を防止する方法などを学べるように工夫している。1 回の実習は学生 20 人規模で、食事提供量は 100 食で指導している。

(4) 精密器機室

精密器機室として、機器分析センター A1、A2、A3、B を有している。機器分析センター A1 には、食品の成分分析や機能性を調べるためのマイクロプレートリーダー、食品中の脂質や香气成分を調べるためのガスクロマトグラフィー質量計 (GC-MS) 等、機器分析センター A2 には食品中の成分の分離分析を行うための高速液体クロマトグラフィー (HPLC) 等を設置している。機器分析センター A3 には、食品成分の分析を行うための分光光度計、食品の硬さを調べるためのクリープメーター等を設置している。機器分析センター B には、走査型電子顕微鏡を設置し、食品の表面組織の観察等に使用している。これらの機器分析センターは、主に卒業研究・演習に使用しており、複数の研究室で共同利用している。

(5) 情報処理室

情報処理室は、受講学生数に合わせて使い分けが可能なように、定員 45 名と定員 53 名及び定員 75 名の 3 教室を運用している。それぞれの部屋では、定員数と同じだけの学生用 PC、教員用 PC 及びプロジェクタなどの AV 装置が設置されており、教員用 PC からの遠隔操作や学生用 PC モニタのスクリーンへの投影が可能となっている。また、グループ学習や音声・画像の転送なども可能なように、3 教室の内 2 教室は CALL の機能も装備しており、授業の形態に合わせて PC を利用した講義や演習が可能となっている。

教室の利用に関しては、学部・学科に限らず授業での使用を可能としており、情報関連の授業だけでなく栄養・健康の分野における講義でも申請により利用することができるようになっている。また、3教室の内講義等で利用していない教室は、朝9時から夜9時まで学生に開放しており、宿題やレポート、実習報告や卒業論文の作成などPCを使用した自主学習が自由に行える体制を整えている。

学部改組に伴い、平成27年からは3教室を新建屋に移設し、更に定員を増設してより使い勝手の良い情報処理室の運用を予定している。

(6) 調理実習室

調理実習室は、第一、第二実習室を有しており、そのうち第一調理実習室は、改組に先駆けて、平成25年度中に改築し整備する。調理実習室は、40～48名収容できるように計画されており、8台の調理実習台と教員用の調理台を設置し、試食用スペースには、試食用テーブルが備えられている。また、衛生面の配慮として、殆どの備品をステンレス製とし、器具、まな板殺菌保管庫を設置し、平成26年度には、それぞれの調理実習室に隣接する位置に、更衣室を整備する計画である。なお、第一調理実習室には、調理デモンストレーションを4か所に設置されるモニタに映すことができる設備を整備する計画である。

(7) 実験室

現在使用している実験室は、3つある。それぞれ、最大で45名収容可能であり、新学部でも十分に対応できる。実験室の周囲には、シャワーやシャワータイプの水栓を備え、万が一事故が発生した場合でも、被害を最小限に抑えられるようにしている。また、入学時に、学生には、実験における安全の手引きを配布して、事故等がないように学生に注意を喚起している。

(8) 動物実験施設

管理栄養士は、人体の構造および機能や栄養学実験による栄養素の効果について、最終的にはヒトを対象として学ぶことが必要である。しかしながら、コ・メディカル分野の学生がヒトを対象とした解剖や実験を行うことは困難であり、その代替手段としてヒトと同種性のある実験動物を用いる必要がある。現在使用している動物実験施設は建物の耐震性や老朽化の問題、また調理実習室との位置関係からの衛生的な問題などがある。そのため、平成26年度末までに新規に動物実験施設を建築整備する予定である。この動物実験施設には、前室、処置室、動物飼育室を設け、明暗環境、温湿度管理、防音対策、換気など実験動物の飼育環境を十分に配慮した設備を整備する予定である。

ケ 入学者選抜の概要

(1) 入学者の受入れの基本方針

健康栄養学部健康栄養学科では、食を通じた健康づくりと疾病の予防や治療に情熱をもって取り組む管理栄養士の育成を目的とし、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入

れることを基本方針とする。

- ① 食を通じて、世のため、人の役に立ちたいと考えている人
- ② 人が好きで、相手の立場を思いやり、協調性のある人
- ③ 大学教育の修得に必要な基礎学力を備えている人
- ④ 専門職としての責任を自覚し、生涯学習する意欲のある人

以上のような基本方針に基づき、管理栄養士国家試験受験資格や栄養教諭免許、その他の資格が取得できる基礎から応用まで様々な専門科目群を準備している。

これらは単なる知識や技術の修得だけに終わらぬよう、現場を知るための臨地実習などが組み込まれている。これらを通して生物としての人間を理解し、健康や疾病と食事との関係を知り、その人に必要な料理をおいしく提供したいという思いをもっている学生を受け入れたいと考えている。

本学科への入学を希望する学生は、高等学校において基本とされる教科について高等学校卒業相当の知識を有していること、理科では「化学Ⅰ・生物Ⅰ・理科総合A・理科総合B」のうちの1科目以上を履修していることが望ましい。また、課外活動やボランティアなどに積極的に取り組む姿勢も大切である。

(2) 入学試験区分及び受験資格

1) 一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、大学入試センター試験利用（前期日程、後期日程）及びAO方式試験

この入試区分における募集人員と受験資格は以下のとおりとする。

① 募集人員

- i) 一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期） 合計 47名
- ii) 大学入試センター試験利用（前期日程、後期日程） 合計 8名
- iii) AO方式試験 合計 5名

② 受験資格

- i) 高等学校(中等教育学校を含む)を卒業した者及び当該受験年度末にまでに卒業見込みの者
- ii) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び当該受験年度末にまでに卒業見込みの者
- iii) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び当該受験年度末にまでにこれに該当する見込みの者
- iv) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもので、18歳に達した者（ただし、AO方式試験は除く）

2) 推薦入試（指定校及び学校長推薦）

この入試区分における募集人員と受験資格は以下のとおりとする。

① 募集人員 合計 60名

九州各県内の高等学校を中心に指定校を選定する。

② 指定校推薦入試 受験資格

i) 学業・人物とも優秀であり、出身高等学校長(中等教育学校を含む)より推薦された当該受験年度末にまでに卒業見込みの者

ii) 高等学校の成績全体の評定平均値が 3.3 以上の者

③ 学校長推薦入試 受験資格

i) 学業・人物とも優秀であり、出身高等学校長(中等教育学校を含む)より推薦された当該受験年度末にまでに卒業見込みの者及び前年度に卒業した者

ii) 高等学校の成績全体の評定平均値は、問わないが、学業成績・人物ともに優秀と認められた者

3) 特別入試（帰国子女、外国人留学生、社会人）

この入試区分における募集人員と受験資格は以下のとおりとする。

① 募集人員 若干名

② 帰国子女 受験資格

日本国籍を有し、保護者の海外在留にともない、外国において、外国の教育制度による教育を受けたもので、次のいずれかに該当する者（出願前に出願資格確認を受けさせる。）

i) 高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則第 150 条に該当する者）

ii) 日本の高等学校に在学し、当該受験年度末日までに卒業見込みの者で、次の何れかに該当する者

・外国の高等学校に 2 年以上継続して教育を受けた者

・外国の中学校・高等学校を通じて 2 年以上継続して教育を受けた者

・通算 6 年以上または継続 4 年以上外国で教育を受けた者

ただし、外国に設置されたものであっても、日本の学校教育に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間は外国において学校教育を受けたものとはみなさない

iii) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、入学年度の 4 月 1 日現在 18 歳に達するもの

iv) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、入学年度の 4 月 1 日現在 18 歳に達する者

v) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、入学年度の4月1日現在18歳に達する者

③ 外国人留学生 受験資格

外国籍を有するもので、次のいずれかに該当する者（出願前に出願資格確認を受けさせる。）

- i) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者及び入学の前年度までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ii) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び入学の前年度までに修了見込みの者
- iii) 文部科学大臣の指定した者
- iv) 大学入学検定試験合格者または高等学校卒業程度認定試験合格者及び入学の前年度までに合格見込みの者

④ 社会人 受験資格

当該受験年度末日までに23歳以上のもので、次に該当する者

- i) 高等学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(3) 入学試験科目

1) 推薦入試

- ① 指定校推薦入試：面接試験
- ② 学校長推薦入試：小論文、面接

2) 一般入試

- ① I・II期入試：
 - i) 国語（古文・漢文を除く）、英語I・IIから1科目選択
 - ii) 化学I、生物Iから1科目選択計2科目
- ② III期入試：小論文、面接

3) 大学入試センター試験利用（前期日程、後期日程）

- i) 国語（古文・漢文を除く）、英語I・IIから1科目選択
 - ii) 化学I、生物Iから1科目選択
- 計2科目

4) AO 方式試験

面談（1回、複数回実施する場合あり）

5) 特別入試（帰国子女、外国人留学生、社会人）

小論文、面接

(4) 合否判定

入学試験における合否判定基準は、入学試験区分ごとに【表7】に示した通りとする。

表7. 入学試験区分および合否判定基準

試験区分	合否判定基準
指定校推薦入試	面接において特異な状況がある場合は当該出身高等学校に問い合わせを行うが、原則として指定高等学校との信頼関係の上に立ち合格とする。
学校長推薦入試	小論文及び面接の結果を点数化したものと調査書内容を総合的に判断し、合否を判定する。
一般入試（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期入試）	科目試験の成績上位者順に合格者を決定する。
AO入試	面談、課題、諸活動・資格を総合的に評価し出願許可者を決定する。
特別入試 （帰国子女、外国人留学生、社会人）	小論文及び面接の結果を点数化したものと調査書（提出書類）を総合的に判断し、合否を判定する。

(5) 入試及び学生募集のための広報活動

入試及び学生募集のための広報活動の方針は、西九州大学入試広報委員会で協議し、各学部教授会の議を経て決定される。健康栄養学部健康栄養学科では、主に、九州一円から広く人材を集めるため、学生募集は高校訪問を中心に実施する。西九州大学では入試情報の進学雑誌への掲載、業者主催の進学説明会への参加、高校からの大学見学会の受け入れ、オープンキャンパスの開催（年3～4回）、さらに、TV・新聞等のマス・メディアや大学のホームページへの入試情報の掲載等、積極的に広報活動を展開し、認知度を高める工夫をしている。

コ 資格取得を目的とする場合

健康栄養学部健康栄養学科で取得可能な資格は以下の【表8】に示した通りである。

表8. 健康栄養学部健康栄養学科で取得可能な資格

【国家資格】	【資格取得条件】
管理栄養士（受験資格）	栄養士法施行令に定める所定の科目の単位を修得することで取得可能
栄養士	栄養士法施行令に定める所定の科目の単位を修得することで取得可能
【任用資格】	【資格取得条件】
食品衛生管理者	卒業要件に加えて所定の資格取得に必要な科目の単位を修得することで取得可能
食品衛生監視員	卒業要件に加えて所定の資格取得に必要な科目の単位を修得することで取得可能
社会福祉主事	卒業要件に加えて所定の資格取得に必要な科目の単位を修得することで取得可能
【教員免許状】	【資格取得条件】
栄養教諭一種免許状	卒業要件に加えて所定の資格取得に必要な科目の単位及び教職課程科目の単位を修得することで取得可能

サ 実習の具体的計画

(1) 臨地実習

健康栄養学部健康栄養学科では、管理栄養士養成施設のカリキュラムに準拠して臨地実習を実施する。

1) 実習先の確保の状況

臨地実習は、管理栄養士養成施設のカリキュラムの目的に則り、「臨地・校外実習の実際」（社）日本栄養士会・（社）全国栄養士養成施設協議会 編）に示された内容に準拠して実施する。

「給食の運営」に関わる実習は、社会福祉施設、保育所、事業所など特定多数人に継続的に給食を提供している施設で実施する（臨地実習Ⅰ：1単位）。「臨床栄養学」に関わる実習は、病院において実施する（臨地実習Ⅱ：2単位、臨床栄養学Ⅳ：1単位）。「公衆栄養学」に関わる実習は、保健所および保健センターにおいて実施する（臨地実習Ⅲ：1単位）。なお、臨地実習Ⅰ～Ⅳを行う実習施設は十分に確保している。

2) 実習先との契約内容

実習施設に対して、実習依頼書および個人情報保護や事故時の保障に関して実習生の署名と捺印のある誓約書を提出する。実習生は、実習施設の就業規則を遵守し、実習中及び実習後も守秘義務を厳守すること、実習中に事故が生じた場合には実習施設側に損害賠償請求等の行為を一切行わないことを誓約する。実習施設からの実習承諾書により受入れを許可される。

3) 実習水準の確保の方策

実習施設には、実習の目的、内容および期間等について事前に協議を行い、「臨地・校外実習の実際」((社)日本栄養士会・(社)全国栄養士養成施設協議会 編)に示される実習内容の実施が可能であることを確認する。具体的には、本学と実習施設間における事前打ち合わせ会の開催や本学実習担当教員が施設訪問等を行い、実習の方向性について共通認識を高めることで水準を確保している。

4) 実習先との連絡体制

実習施設との連絡体制は、実習依頼、実習期間および実習後において、以下の通りに行い実習を円滑に実施している。

実習依頼は、本学から実習施設に対して、実習目的等を口頭および文書で示したうえで承諾を得ている。新規に依頼する施設については、必要に応じて施設訪問を行い、実習指導体制や連絡体制の確認を行っている。

実習期間中は、巡回指導担当教員が実習施設の指導者と面談を行い、必要に応じて実習施設長、関連部署責任者とも面談を行っている。その際、事前教育への助言や実習施設の体制の動向に関する情報交換を行い、随時、実習計画にフィードバックできる体制にしている。

実習後は、実習施設から提出される連絡・評価票により、実習内容の評価および報告を得ている。

5) 実習前の準備状況

実習前の準備状況は、臨地実習Ⅰ～Ⅳに関わる担当教員が、本学カリキュラムの学科専門科目「総合演習Ⅰ」を通して、臨地実習に共通の心構え、受講姿勢についての指導を細やかに行っている。

危機管理対策としては、健康管理、感染症管理、保険管理を行っている。

健康管理については、健康診断の受診と実習1週間前～実習期間中における検温とその記録についての結果を実習施設に提出している。

感染症予防については、実習前に腸内細菌検査(赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、0-157)、健康診断、季節性インフルエンザ予防接種および麻疹抗体検査を実施し、その結果と証明書を実習施設に提出している。麻疹抗体検査結果が陰性の場合には、ワクチン接種を追加実施している。

保険管理については、毎日の生活を総合的に補償する総合保険に入学時より加入し、予期せ

ぬ賠償責任に備えている。

6) 事前・事後における指導計画

臨地実習の事前・事後指導は、実習担当教員が担当する学科専門科目「総合演習Ⅰ」において実施している。

事前指導は、オリエンテーションとして、臨地実習受講にあたっての心構えやマナー、実習目標と留意すべき事項について指導を行う。事前に習得すべき基本事項については、臨地実習Ⅰ～Ⅳのそれぞれで課題を設定し、その課題をプレゼンテーションで表現することを課している。これにより、臨地実習で必要となる「学生が主体的に学ぶ力」や「課題発見と解決を行う力」などの実践力を養っている。また、学生各自が、実習施設の特徴をふまえて設定した実習課題について、事前学習とレポート作成を行ってから実習に臨むことにしている。

事後指導は、パネルディスカッション形式による実習報告会を実施し、各学生が様々な施設で学んだ知識と技術について意見交換を行い、臨地実習における学びを整理させている。また、実習ノート、資料ファイル、事前に設定した課題の報告書について提出を課し、それに基づいた事後指導を個別に実施している。

このように、事前・事後指導は、画一的なものでなく、実習施設および個々の学生に応じた細かな指導を展開することにより、実習の効果がより深まるように工夫している。

7) 教員の配置並びに巡回指導計画

臨地実習の担当教員は、臨地実習Ⅰ（給食の運営）2名、臨地実習Ⅱ・Ⅳ（臨床栄養）3名、臨地実習Ⅲ（公衆栄養）2名を配置し、助教・助手6名は、適宜担当教員の補助を行っている。

実習期間中の巡回指導は、学習の成果が実習施設でどのように実践されているかを把握するため、健康栄養学科の教員が全員で行う。巡回指導後には、各巡回指導担当教員が文書と口頭による報告を行い、学科の教員および助手の全員が情報を共有し、管理栄養士養成の意義を再認識するようにしている。さらに、実習担当教員は実習先で起きている状況を把握し、実習生に必要な支援を随時行っている。

8) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設とは事前の協議によって実習内容を定める計画であり、実習中の指導者の配置・指導体制は、基本的に指導者および実習施設に一任している。ただし、実習指導者の管理栄養士免許情報については、実習承諾書の書式内に記述欄を設けて把握を行っている。

実習期間中における本学の指導体制としては、巡回指導担当教員が学生と面談し、学習内容や実習ノートの作成状況などを確認し必要な指導を行っている。

9) 成績評価体制及び単位認定方法

臨地実習Ⅰ～Ⅳの成績評価は、各実習担当教員が実習先の指導担当者による評価、実習ノートの記載、資料ファイルの作成状況、実習巡回報告状況に基づいて総合的に判断する。特に、

実践活動の場で課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合がなされているかという観点を評価している。

10) 実習先が遠隔地などの場合、その意義や巡回指導計画などの配慮等

学生の通学住居地が遠隔地である場合や学生の帰省先での実習希望によっては、遠隔地域での実習を行なわせることもある。その意義として、卒業後の就職の可能性があることや、大学近隣とは異なる栄養問題の地域性を学ぶことにある。巡回指導に関しては、県周囲の地域を除き、実習施設や学生への電話連絡を適時行うことで対応する。

資料10-1: 臨地実習施設一覧

資料10-2: 実習依頼書

資料10-3: 誓約書

資料10-4: 実習承諾書(臨地実習)

資料10-5: 連絡・評価票

(2) 栄養教諭教育実習

1) 実習先の確保の状況

栄養教諭の教育実習については、佐賀市教育委員会と教育実習生受け入れに関する連携・協力協定書を締結している。従来の健康福祉学部健康栄養学科では、教育実習希望者が10名程度であり、新学部新学科においても10名程度の希望者と予測されることから、実習受け入れ人数は確保されていると考える。教育実習の前年度に実習受け入れ可能校を佐賀市教育委員会から報告を受け、受け入れ可能校に内諾をとる。交通機関等の都合により、佐賀市で実習を行えない学生は、個別に実習先の確保を行うことになる。

2) 実習先との契約内容

実習の前年度に、実習可能な場合、内諾書類を提出していただき、実習年度に教育実習受入通知書を提出していただいている。その中で、実習費と納入期日に関する契約と、必要に応じて要望事項の記入をいただいている。また、実習校の要望により個人情報保護や事故時の保障に関して実習生の署名と捺印のある誓約書を提出する場合もある。

3) 実習水準の確保の方策

実習校には、実習の目的、内容および期間等について事前に協議を行い、実習内容の実施が可能であることを確認する。事前に、栄養教諭・学校栄養職員の配置を確認し、栄養教諭が配置されている学校に、実習を依頼している。しかし、実習年度に移動により栄養教諭が不在で近隣に依頼できる実習校が存在しない場合には、実習校と相談の上、教頭・教務主任・学校栄養職員・家庭科教諭等の支援のもと、実習の水準が確保されていることを確認したうえで、実習を依頼する場合もある。

また、栄養教育実習受講資格を以下のように設けている。

- ① 1、2年次に開講される必修科目の単位を、すべて、実習予定の前年度までに修得し、かつこれら修得科目の成績評価において「C」が3割以下であること。
- ② 実習予定の前年度までに次の科目の中から14単位以上修得していること。
教職論、教育原論、教育心理学、教育制度論、教育課程論、道徳教育指導論、特別活動指導論、教育方法論、生徒指導論、進路指導論、教育相談
- ③ 栄養教育実習を行う者は、前年度までに上記の①と②に加え、「栄養教育論」「学校食育指導論」の単位を修得していること。

4) 実習先との連絡体制

教育実習に関して連絡調整等を行う委員会は健康栄養学部に設置される「教職課程委員会」であり、連絡調整内容やその他の協議事項は「全学教職課程委員会」に上申することになる。また、佐賀市教育委員会と教育実習生受け入れに関する連携・協力協定書を締結しており、実習受け入れや実習内容、評価等の連携が取れるシステムとなっている。

5) 実習前の準備状況

実習前の準備状況は、「栄養教育事前事後指導」（通年・1単位）を通して、教育実習の心構え、受講姿勢等についての指導を細やかに行っている。

危機管理対策としては、感染症管理、保険管理を行っている。

感染症予防については、実習前に腸内細菌検査（赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、0-157）、はしか抗体検査を実施し、その結果と証明書を実習校に提出している。麻疹抗体検査結果が陰性の場合には、ワクチン接種を追加実施している。

保険管理については、毎日の生活を総合的に補償する総合保険に入学時より加入し、予期せぬ賠償責任に備えている。

6) 事前・事後における指導計画

① 事前指導

3年次の教育実習ガイダンス（5月上旬・2時間）において、栄養教諭の実習について再度説明し、実習校への訪問（事前面接）の仕方について説明している。

4年次の「栄養教育実習事前事後指導」（通年・1単位）において、教育実習に対する心構え、教育実習生としての望ましい態度・行動、授業観察・授業実習のポイントなどを指導する（4～5月・8時間）。教育実習ガイダンス（5月上旬・2時間）において、実習の事務連絡や事前準備について確認している。その他、実習生への個別指導を適宜行っている。

② 事後指導

4年次の「栄養教育実習事前事後指導」（通年・1単位）において、教育実習の振り返りを行う（10月～11月・8時間）。教育実習記録（日誌）、実習校からの実習評価票、実習レポートをもとに個別指導を行う（適宜）。

7) 教員の配置並びに巡回指導計画

教職課程委員会の委員が実習担当者となり、巡回指導も行う。実習生数が多い場合、栄養教育に関与する教員にも巡回指導を依頼し実施することになる。原則として、実習生の研究授業の際に実習校を訪問し、実習校への挨拶、学生への激励と指導、実習状況の把握および研究授業の参観を行う。

8) 実習施設における指導者の配置計画

事前に、栄養教諭・学校栄養職員の配置を確認し、栄養教諭が配置されている学校に、実習を依頼している。しかし、実習年度に移動により栄養教諭が不在で近隣に依頼できる実習校が存在しない場合には、実習校と相談の上、教頭・教務主任・学校栄養職員・家庭科教諭等の支援のもと、実習の水準が確保されていると確認したうえで、実習を依頼する場合もある。

9) 成績評価体制及び単位認定方法

実習校から送られてくる評価資料をもとに、実習校を訪問した際の実習生の印象(実習態度)や教育実習記録(日誌)等を勘案し、学部教職課程委員会において評価を行う。

10) 実習先が遠隔地などの場合、その意義や巡回指導計画などの配慮等

学生の通学住居地が遠隔地である場合や学生の帰省先での実習希望によっては、遠隔地域での実習を行なわせることもある。その意義は、卒業後の就職の可能性があることや、大学近隣とは異なる教育問題の地域性を学ぶことにある。巡回指導に関しては、県周囲の地域を除き、実習施設や学生への電話連絡を適時行うことで対応する。

資料10- 6:教育実習受け入れ校

資料10- 7:内諾書類

資料10- 8:教育実習受入通知書

資料10- 9:実習校からの評価資料

資料 10- 10:実習校訪問報告書

シ 企業実習や海外語学研修など学外実習を実施する場合は、その具体的計画

共通教育科目の実践教養科目に区分される「あすなろう体験Ⅰ」から「あすなろう体験Ⅲ」までの科目群は、学生がボランティア活動や企業実習(企業インターンシップ)等の活動に主体的な取り組みを行う科目であり、その活動状況をポイント制で評価し、一定のポイント以上を獲得した者に単位を与えている。また、本学が国際交流協定を締結している海外の大学(韓国、台湾、タイ、アメリカ)に、学生が、一定期間の短期語学研修等に参加した場合は、教養教育科目の「海外研修」として1単位を取得できることになっている。これらの単位は、共通教育科目の卒業要件単位として算入することができる。

ス 昼夜開講制を実施する場合は、その具体的計画

実施しない

セ 編入学定員を設定する場合は、その具体的計画

実施しない

ソ 2つ以上の校地において教育を行う場合

実施しない

タ 社会人を対象とした大学教育の一部を校舎以外の場所（サテライトキャンパス）

で実施する場合

実施しない

チ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

実施しない

ツ 通信教育を実施する場合

実施しない

テ 管理運営

健康栄養学部の管理運営上の重要事項は、西九州大学学部教授会規則に基づいて開催される健康栄養学部教授会において審議され、決定される。この教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織されるが、人事に関する事項は、教授のみをもって組織する教授会で審議される。その他の、学部教授会審議事項は以下の通りである。

- ① 学部長の選考に関する事項
- ② 教育課程及び履修方法に関する事項
- ③ 学生の入学・編入学・転入学・休学・転学・退学・転学部・転学科・除籍・復学・再入学及び卒業等に関する事項
- ④ 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- ⑤ 学生の試験及び単位修得に関する事項
- ⑥ 学則又は大学諸規程のうち、当該学部に関する部分の制定、改廃案の作成に関する事項
- ⑦ 当該学部に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- ⑧ 学生の表彰、懲戒案の作成に関する事項
- ⑨ 学生生活・学生活動に関する事項
- ⑩ 学長又は学部長が諮問した事項

⑪ その他、教育・研究に関する重要な事項

さらに、学部教授会で審議された事項のうち、以下に示す重要事項については、大学の最高意思決定機関である大学協議会で審議決定される。この大学協議会は学長、副学長、学部長及び各学部から選出された教授各2人で組織される。

審議事項は以下の通りである。

- ① 学則及び大学諸規程の制定、改廃に関する事項
- ② 大学の将来構想、将来計画に関する事項
- ③ 教育研究の組織・体制に関する基本的事項
- ④ 教育研究環境の整備に関する基本的事項
- ⑤ 教員の人事に関する事項
- ⑥ 学生の表彰・懲戒に関する事項
- ⑦ 学部間の連絡調整に関する事項
- ⑧ 学長が諮問した事項
- ⑨ その他大学運営に関する重要な事項

また、本学における教育研究及び運営等を円滑に進めるため、各学部の各学科には学科会議を置き、必要な事項を定めることになっている。

学科会議は、当該学科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成することになっているが、健康栄養学科では、助手も議決権を持つ構成員として学科会議に参加する。学科会議における審議事項は、当該学科に係わる次の各号に掲げる事項と規定されている。

- ① 西九州大学学部教授会規則で定められた審議事項のうち、上述の②から⑩までに掲げる事項に関すること。
- ② 西九州大学および健康栄養学部の各種委員会委員の選出に関すること。
- ③ その他当該学科における重要な事項に関すること。

西九州大学の事務局は、姉妹校である西九州大学短期大学部と統合された事務組織となっている。その事務分掌は西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程によって規定されており、西九州大学・短期大学部事務局に、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、及び図書課を置き、西九州大学及び西九州大学短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導及び就職、図書館、生涯学修並びに学園広報等に関する事務処理を行っている。

ト 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、色々な形で審議、検討をしてきた。平成13年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成14年度に学校教育法が改正され、平成16年4月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外学部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成16年度に、平成21年度までの6年間を計画期間とする「第1次中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定して、様々な改革・改善を進めてきた。その過程で、平成17年6月には、点検・評価報告書第2報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書とともに、事務局で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成18年度に認証評価機関の一つである大学基準協会の第三者評価を受けて、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間）。これに関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」は、まとめて広く世間に公表した。

「第1次中期目標・中期計画」が終了年度を迎える平成21年度には、平成22年度から平成25年度までの4年間を計画期間とする「第2次中期目標・中期計画」を策定し、「年度アクションプログラム」に基づいて、様々な改革・改善を進めてきた。

平成23年度には、「自己評価報告書」を作成し、これに基づいて(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。認定期間は平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間である。

さらに、平成25年度中に平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とする「第3次中期目標・中期計画」を策定することにしており、これに基づいて「年度アクションプログラム」を策定し改革・改善を進めていく予定である。

1) 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、点検及び評価を実施するために必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

- ① 教育理念及び目標に関する事項
- ② 教育活動に関する事項
- ③ 研究活動に関する事項
- ④ 教員組織に関する事項
- ⑤ 事務機構に関する事項
- ⑥ 施設設備に関する事項
- ⑦ 社会との連携に関する事項
- ⑧ 管理運営及び財政に関する事項
- ⑨ 点検・評価の体制に関する事項
- ⑩ その他、運営委員会が必要と認めた事項

しかしながら、本学は平成 29 年度までに、大学評価認証機関による次の第三者評価を受けなければならないが、次回も(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受ける予定である。そのため、同評価機構が示している「大学機関別認証評価実施大綱」に基づいて、点検・評価基準を見直し、さらには本学独自の評価基準も設定して自己点検・評価を進めていく予定であり、これに基づいて、さらなる改革・改善を進めていく。

ナ 情報の公表

学則第 2 条の 2 に「本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」との規定を定めている。

(1) 情報の提供についての実施方法

- 1) 学生便覧（毎年 1 回、4 月発行）
- 2) 授業計画（毎年 1 回、4 月発行）
- 3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年 1 回）
- 4) 大学案内（一般向けのもの、毎年 1 回）
- 5) 過去 3 年間の入学試験問題（毎年 1 回）
- 6) 社会福祉学科報（毎年 1 回）
- 7) 九州社会福祉研究（毎年 1 回）
- 8) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年 1 回）
- 9) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年 2 回）
- 10) 西九州大学の各学部紀要
- 11) 各種委員会活動報告書
- 12) 健康福祉実践センター活動報告書
- 13) 食育サポートセンター活動報告書
- 14) 西九州大学ホームページ (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)
- 15) 報道機関等への発表（随時）
- 16) 自己点検・評価報告書
- 17) 教育情報の公開（西九州大学ホームページ）

今後ホームページへの掲載事項を拡大するとともに、掲載内容の充実に努める。

(2) 教育情報の公開において提供している項目

1) 学校法人の概要

- ・ 建学の精神
- ・ 沿革

- ・学園組織
- ・役員および教職員に関する情報

2) 事業の概要

① 教育研究の概要

- ・教育研究上の基本となる組織に関する情報
- ・教員組織および教員並びに教員の保有学位、業績に関する情報
- ・職階別教員数
- ・学生に関する情報
- ・教育課程に関する情報
- ・FD活動に関する情報
- ・学習の成果に係る評価および卒業認定に当たっての基準に関する情報
- ・学習環境に関する情報
- ・西九州大学における動物実験に関する情報
- ・学生納付金に関する情報
- ・学生支援と奨学金に関する情報

② 管理運営の概要

③ 上記以外の特徴ある取り組みの概要

- ・教育力向上の取り組みの概要
- ・国際交流の概要
- ・社会貢献・連携活動の概要

3) 財務の概要

- ・各年度の事業報告

二 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本学では、FD委員会主導のもと、上述のように「学生による授業評価」を実施するとともに、教員が相互に自身の授業を公開する「授業公開」も実施している。「授業公開」実施後には、研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。さらに教育の質改善を目的とした、新たな教育方法等についての研修会も計画中である。これらの情報は、「FD活動報告」として、教育情報の中に組み込んで広く社会一般に公開する。

又 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学では、あすなろう体験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの科目群により3年間を通した就業力(社会人基礎力)育成を行っている。「あすなろう体験Ⅰ(基礎)」は、1年次に開講される必修科目のため、全員が履修している。この科目では、少人数ゼミナールおよびボランティア活動を通して、総合

的な社会的知性を修得し、幅広くかつ明確な職業観を養うための基礎を身につけることができる。また、「あすなろう体験Ⅰ」で養われた能力を発展させたい学生を対象として、2年次に「あすなろう体験Ⅱ（実践）」を開講し、学内外のインターンシップを通して、社会性向上、職業観向上をはかることができる機会を提供している。さらに、3年次生対象に、「あすなろう体験Ⅲ（応用実践）」を開講し、実際に地域の方々と協働しながら、課題の解決に向けた取り組みを企画・実践していく。これにより、学生はより実践的な社会人基礎力を養うことができる。

体制としては、健康栄養学科では「あすなろう体験Ⅰ」は教員10名、「あすなろう体験Ⅱ」は教員4名、「あすなろう体験Ⅲ」は教員4名が担当している。また、大学には、あすなろうセンターが設置され、職員2名が活動をサポートしている。